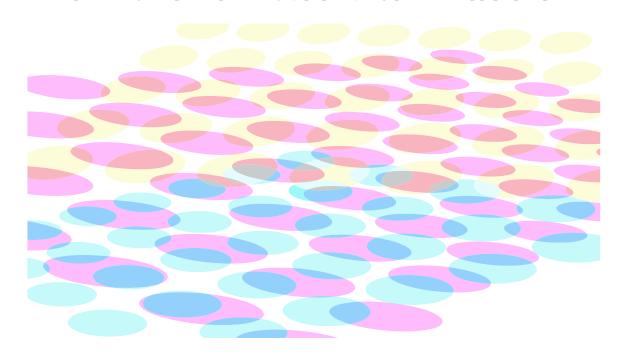
佐野市市民活動推進計画



平成 22 年 3 月

佐 野 市

はじめに



今日、地方自治体を取り巻く社会環境は大きく変化しています。地域経済の低迷、人口の減少、少子高齢社会の到来、地域コミュニティ活動の停滞などに加えて、市民の価値観やニーズも多様化し、行政だけでは解決できない課題も増加しています。

こうした状況の中、地域の課題を、住民が主体となって解決する取組みが全国各地で行われています。本市においても、ボランティア、NPO などをはじめ、多くの市民活動団体が、住居環境の改善や福祉事業の実施など幾多の取組みを始めています。これからの地方分権時代において、市民主導、市民と行政の協働は、自立するまちづくりの原動力となるものです。

この市民活動推進計画は、市民とともに住み良いまちをつくるための基本的な取組方針をまとめたものです。計画策定にあたり、市民活動推進条例の基本理念を踏まえて、市民活動推進計画策定懇談会からいただいた提言書を尊重して検討を重ねました。この計画に掲げた推進項目に一つ一つ取組む中で、市民の皆様と思いを共有しながら協働のまちづくりを着実に進めていきたいと考えております。

佐野市総合計画の将来像である「育み支え合うひとびと 水と緑と万葉の地に広がる 交流拠点都市」佐野の実現を目指し、市民力、地域力を生かして全力で取り組んでまい りますので、市政に対して一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

終わりに、計画策定にあたり多大なご協力をいただきました関係各位に厚くお礼申し 上げます。

平成22年3月

佐野市長 岡 部 正 英

目 次

第1章	計画の策	定にあ	たっ	て	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
1	計画策定の	趣旨		•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
2	計画策定の	背景		•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
3 盲	計画の位置	づけ		•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
4 🗎	計画の期間			•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
第2章	市民活動	・市民	協働	で	目指	す	も	の	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5
1 7	市民活動の	推進		•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
('	1)市民活	動の定	義	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
()	2)市民活	動を担	う各	主	体の	役	割		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7
2 t	協働を活用	したま	ちつ	5 <	IJ	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	8
('	1)協働の	概念		•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	8
()	2)協働で	拡充す	る新	ίU	八公	共		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	8
(3	3)市民と	の協働	の基	本	原則	J	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	9
(4	4)市民と	の協働	がも	た	らす	効	果		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	1
第3章	活動の現	状と課	題・	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	3
1 7	市民活動・	市民協	働の	推	進に	:伴	ゔ	現	状	ځ	課	題		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	4
(1)市民活	動推進	計画	i策	定懇	談	会	で	の:	意	見		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	4
()	2)佐野市	・市民	との	協	動の	(促:	進	に	對	व	る	報	告	書		•	•	•	•	•	•	•	•	1	6
(3	3)市政に	関する	アン	ケ	-	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	6
(4	4)市政懇	談会の	意見	ļ		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	7
2 7	市民との協	働の課	題の	ま	とめ)	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	7
(1) 市民の	理解・	意欲	゚ゟ゙	刺激	(†	る]	取	組	み	の	不	足		•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	7
()	2)市民活	動団体	の人	材	の不	足	• }	活	動	の [;]	硬	直	化		•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	7
(3	3)市民と	行政の	パー	· -:	ナー	・シ	ッ	プ(の [:]	不	足		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	8
(4	4) 協働を	動かす	体制	整	備の	遅	れ		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	8

第4章	重 市民協働に	向けた具	【体	的耳	取組	み	•		•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	1	9
1	計画の推進に	こあたり	•	•		•	•		•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	2	0
2	計画推進の基	本理念	•	•		•	•		•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	2	0
3	具体的な取組]み・・	•	•		•	•		•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	2	1
	市民活動・市	5民協働を	E進	める	る施	策(の月	展開	j	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	2	2
	基本目標1	協働の理	里解	促i	隹	•	•		•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	2	3
	基本目標 2	市民活動	カす	るか	ため	の:	環均	竟整	備	ح	支	爰	•	•	•	•	•	•	•	•	2	6
	基本目標3	市民協働	訓に	参加	<u>10 ·</u>	参i	画。	する	た	め	の1	士組	み	づ	<	IJ		•	•	•	3	0
	基本目標4	協働推進	基体	制(の整	備			•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	3	5
第5章	賃 計画・実施	をの評価・	•	•		•	•		•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	3	9
1	協働の評価・	検討	•	•		•	•		•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	4	0
2	計画の見直し	,	•	•		•	•		•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	4	2
省 ※	1																•	•	•	•	4	3

第1章 計画の策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本格的な地方分権時代の到来を迎え、平成17年2月、佐野市・田沼町・葛生町が合併し新しい佐野市が誕生しました。新たなまちづくりは、合併時の新市建設計画を基本に、平成19年3月、佐野市総合計画基本構想・基本計画を策定し、「育み支え合うひとびと、水と緑と万葉の地に広がる交流拠点都市」をまちの将来像にスタートしました。

近年の地方行政は、少子高齢化や人口の減少、暮らしの安全といった様々な課題や住民ニーズを抱え、これまで以上に創意と工夫をもった運営が求められています。総合計画では基本目標の一つに「市民みんなでつくる夢のあるまちづくり」を掲げ、住民と行政が協力し合う新たな関係を構築し、地域の特性を活かした活力と魅力ある豊かなまちづくりへの取組みを進めています。

平成19年12月には佐野市市民活動推進条例を制定し、市民活動を原動力に市民の力を結集し、活力ある地域社会の創造を目指すことを表明しました。

本計画は、これら上位計画や条例を受けて市民活動と市民協働の振興を図り、 住民や地域の公益に寄与していくために、その取組方針や施策、事業などをま とめる基本計画として策定するものです。

2 計画策定の背景

平成12年の地方分権一括法の施行により地方行政に対する国の関与が見直され、各地方自治体は自治の方策を模索しています。本市は、少子高齢化や情報化の進展、また景気の低迷など社会情勢が著しく変化する環境にあって、様々な住民ニーズと厳しい財政状況を踏まえた効率的で効果的な行政の執行を目指しその改善に努めています。

一方、市民の間では、平成7年の阪神淡路大震災におけるボランティアの活

躍以降、全国各地で(*1)ボランティア活動への関心が高まり、平成10年の特定非営利活動促進法((*2)NPO法)の制定を契機に多くの(*3)NPO法人が誕生し、公共のための活動が行われています。

本市が、自らの責任と判断に基づき自主自立の暮らし良いまちづくりを行う ためには、ボランティアや(*4)NPO、また地域住民と協力し、住民ニーズにき め細かく対応できる協働のまちづくりを推進することが必要となります。

3 計画の位置づけ

- ・本計画は、「佐野市市民活動推進条例」第4条に基づく、市民活動の推進に 関する施策を策定し、適切に実施するための基本計画です。
- ・本計画は、佐野市総合計画の部門計画としての性格を有し、今後の市民協働 の推進に関する基本方針と施策の基本的方向を明らかにします。

4 計画の期間

佐野市総合計画中期基本計画の計画期間に合わせ、平成22年度~25年度 までとします。

(*1)ボランティア活動

自発的に取組む、他者や社会の利益のためになる活動で、金銭的な利益を第一に求めず に実施する活動。

(*2) N P O法

平成10年12月に施行された特定非営利活動促進法のこと。

(*3) N P O 法人

特定非営利活動促進法(NPO法)に基づいて認証された法人。

(*4) N P O (Non Profit Organization = 民間非営利組織)

社会の様々な解決を目指し、不特定多数の者の利益の増進のために活動する組織や団体のことで、組織化されたボランティア団体や市民活動団体のこと。

第2章 市民活動・市民協働で目指すもの

第2章 市民活動・市民協働で目指すもの

1 市民活動の推進

保健福祉、環境保全、暮らしの安全、子どもの健全育成、まちおこし、文化芸術、国際交流、スポーツなど様々な分野で、市民や団体が自発的、主体的に社会貢献に取組む市民活動が活発化してきています。

本市は、地域や社会をより良くしていこうとする市民活動を推進することによって活力ある地域社会を創造することを目指しています。

(1)市民活動の定義

市民活動とは、営利を目的とせず、不特定多数の者の利益の増進に寄与することを目的として自主的に行うもので、市民活動からは宗教、政治、選挙に関する活動は除かれます。

- ☆営利を目的としないとは、その活動が対価を受け取っているかどうかとい うことで判断するのではなく、活動によって得た利益を配分しないことを 意味し、利益が出た場合は団体の活動目的のために使います。
- ☆不特定多数の者の利益とは、活動者個人や利害関係者のための利益を超えた地域や社会全体の利益を言います。(対象は市域を超えることもあります)
- ※市民活動は、任意性が高く活動目的がはっきりしている目的型と、地域の つながりが強く任意性の低い地縁型に分けることができます。

目的型市民活動団体・・・NPO、ボランティア団体など

地縁型市民活動団体・・・町会、PTA、子供育成会、女性会、老人会など ※市民活動の内容は、NPO 法で定められた次の分野に関するものが代表的 なものとして考えられます。

①保健・医療又は福祉の増進 ②社会教育の推進 ③まちづくりの推進 ④学術、 文化、芸術又はスポーツの振興 ⑤環境の保全 ⑥災害救助 ⑦地域安全

⑧人権の擁護又は平和の推進 ⑨国際協力 ⑩男女共同参画社会の形成 ⑪子どもの健全育成 ⑫情報化社会の発展 ⑬科学技術の振興 ⑭経済活動の活性化

⑮職業能力の開発又は雇用機会の拡充 ⑯消費者の保護 ⑰全各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する助言又は援助

(2)市民活動を担う各主体の役割

市民活動を推進するにあたって、佐野市市民活動推進条例では市民活動の 基本理念と意義とともに市(行政)の責務と市民、市民活動団体等の役割に ついて次のように説明しています。

市民

一人一人がまちづくりの主体の一員としての自覚を持ち、市民活動に関する理解を深めるとともに主体的、積極的に市民活動に参加するよう努めます。

市民活動団体

自ら行う活動の社会的責任を自覚し、他の団体との協力のもとに活動の伸展を図りつつ、市民活動団体に関する情報を積極的に提供することにより広く市民に理解されるように努めます。

(*5)事業者

地域社会の一員としてこれまで以上に社会的責任を果たし、市民活動に 関する理解を深めるとともに自発的に市民活動の発展及び推進に協力し、 支援するように努めます。

市

市民活動の推進に関する施策を総合的に策定し、施策の実施にあたっては市民、市民活動団体及び事業者の意見が反映されるよう努め、市民活動が円滑に推進されるよう適切な措置を講じることで新しい公共サービスの創出に寄与します。

【例】市民参加のための環境整備(参加のきっかけづくり、情報の収集・提供) 協働のための環境整備(交流、情報交換、意見交換のための機会づくり) ハード面の環境整備(活動拠点施設の整備充実)

(*5)事業者 事業者とは、市の区域内で営利目的の事業活動を行う個人及び法人その 他の団体をいいます。

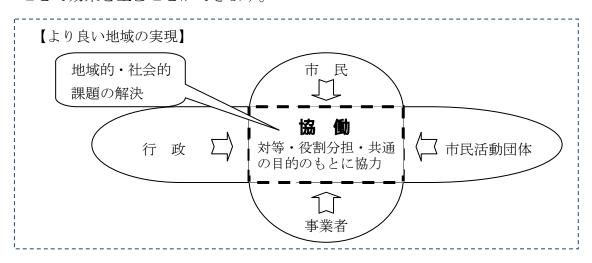
2 協働を活用したまちづくり

市民活動は、市民生活の身近なところで幅広く行われています。様々な市民活動が地域や社会のために行われるなかで、ときには活動する人たちの力だけでは対応しきれない問題に直面することもあります。そうした問題の解決には、他の活動団体や行政と協働し対処していくことも必要になります。

協働のまちづくりは、様々な主体が相互に連携し、課題を一緒に考え、適切な役割分担のもとにそれぞれ持つ知識、技術や資源を活用し、市民生活の向上や地域社会の課題解決に向けて一緒に行動することです。

(1)協働の概念

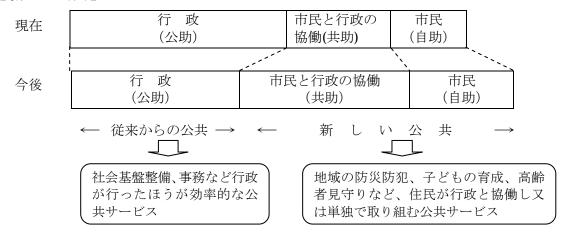
協働とは、市民、市民活動団体、事業者、行政が共通の目的意識のもとに それぞれの社会的役割と責務を認識し互いを尊重しつつ、対等なパートナー として事にあたることです。互いの特性を活かし、補完し合い、協力し合う ことで効果を生むことができます。



(2)協働で拡充する新しい公共

今までの公共サービスは、行政が担うものとされてきましたが、多様複雑 化した市民ニーズにきめ細かく応えるには、市民、市民活動団体、事業者な どそこで暮らす人たちが創意工夫と行動力を活かし、社会に積極的に参画す ることで公共を担う風土をつくり、地域社会で公共サービス(公益)の領域 を広げることが必要です。

【新しい公共】



自助:自分でできることは、自分自身で行うこと

共助:個人の力だけでは解決が困難なことを、地域と行政などが協力し行うこと

公助:個人や地域の力では解決できないことについて、公的機関が行うこと

※補完性の原則:自助、共助、公助の関係のように、それぞれ自分たちのできること は責任を持って行ったうえで、できないことをお互いに補完し合うことが新しい公 共の中で必要になってくる。



(3)市民との協働の基本原則

市民と行政が協働する健全な関係は、次の原則を尊重することから始まります。

目的意識の共有

協働が成立するためには、お互い同じ目的に向かうという目的意識を共 有することが前提です。

相互の特性の尊重

市民・市民活動団体・事業者・行政の特性の違いを理解し合ったうえで、認め合い、信頼関係を築き行動することが大切です。

対等な関係

事業目的を共有し協力関係を築くためには、対等な関係で連携することが大切です。行政は、市民活動団体の自主性、自立性を尊重し行動します。

【協働の一歩】

協働は目的でなく手段

協働は、それ自体が目的でなく、まちづくりや、より良い市民サービスを提供するために取組む手段の一つです。協働の効果を踏まえ進めていくことが必要です。

協働はできることから

初めから完璧な形を目指すのではなく、できることから協働を始めることが大切です。 段階的な取組みや事例の積み重ねが着実な協働の推進につながります。

【市民との協働の目線】

協働によって地域社会の課題を解決していくためには、市民が日々の暮らしの中から自然に協働していくことが大切です。ここでは市民の暮らしに目を向け無理なく協働できる条件について考えてみます。

・市民の自主性を尊重する

市民が相互に協力し活動できることについては、その自主性と独自性を尊重しつつ情報の共有と参加の機会を多様な形で充実させていくことが必要となります。

・協働は日常の生活に根差す

協働は、市民が日常生活のなかで自分に関われることを見出し、自分にできることを 実践し、できないことを補完し合っていくことによって展開していきます。

・市民と行政との適切な役割分担を見出す

市民と行政は、お互いの特性を十分に理解・尊重し、それぞれの長所・短所を認め合うことによって、従来の関係を少しずつ見直すとともに、現実に即した適切な役割分担と、自立・支援・協力関係を育んでいくことが求められます。





(4)市民との協働がもたらす効果

市民活動や協働が地域社会に根差し、市民がまちづくりに関心をもって自発的、主体的に行動することによって行政との協力関係も構築され、これまで以上に住み良い佐野市が実現できると考えられます。

・市民満足度の高い行政に

複雑多様化する行政課題に対し、行政が市民活動団体と一緒になって解決を試みることで、きめ細かい対策を施すことができます。また、市民が行政に対し意見を表明していくことによって、市民のニーズを的確に反映した施策、事業の実施が期待されます。

支え合うまちに

市民が市民活動に参加することによって、世代や立場を超えた地域での交流が活発になり、顔の見える地域が生まれます。このような地域では、共通の悩みや課題を住民同士の協力によって解決しようとする気運が芽生え、市民が互いに助けあう支え合いのまちがつくられます。

・まちに愛着と誇りをもつ市民に

市民が、市政や地域に関心を持ち、市民活動に参加することで、自発的、 主体的にまちづくりに参画する市民の力が高まります。自分たちの力を活か し地域や暮らしが良くなることでまちや地域に愛着と誇りを持つ人たちが 増えていきます。



第3章 活動の現状と課題

第3章 活動の現状と課題

1 市民活動・市民協働の推進に伴う現状と課題

本市の市民活動と市民協働の現状は、次のような状況にあると考えられます。

(1)市民活動推進計画策定懇談会での意見

●全般的な市民活動・市民協働の現状

これまでの本市の市民活動は、町会をはじめ、PTA、女性会、老人会などの活動が中心ですが、個人の生活様式の変化や都市化などから参加者の減少が進み、地縁的なつながりを基盤とした地域活動は低調なものとなってきています。

一方、NPOやボランティア活動は、特定非営利活動促進法の施行以降、NPO法人の設立やボランティアの登録が増えるなど活動を志す人は増えていますが、活動資金や活動場所、人材の確保といった問題も抱えています。そのような状況にあって、行政を担当する各課は、実行委員会や団体への業務委託、審議会・委員会等を活用し市民との協働を進めていますが、市民活動団体等と担当課との認識の違いなどもあり、必ずしも納得した形で連携できているとはいえません。また、町会などは行政の下請的な役割を負わされていると感じており、協働の推進には相互理解を深める必要があります。市民活動団体と行政の双方が協働を理解し歩調を合わせて進めるために十分な意見交換が必要です。

●各主体ごとの現状

市民

市街地では地縁関係の希薄化と地域連帯感の薄れが進み、中山間地域や 農村部では地域コミュニティが担ってきた共助の機能が低下しています。 NPO やボランティアなどの活動に積極的に参加する人がいる一方で、地 域に無関心の人が増えており、市民活動に対する住民意識の差は広がっています。

市民活動団体

町会、PTA、子供育成会、老人会、女性会など地縁型の多くの団体は、地域の高齢化や事務量の負担などで役員の成り手が少なく、事業効果よりも事業消化が優先され、活動のマンネリ化が見られます。また、NPOやボランティア団体は、独自の活動を自発的・継続的に展開していますが、各団体とも組織や活動の維持のための様々な問題を抱えています。

事業者

企業は、社会的な責任を自覚し地域社会や環境、文化などの多方面で市 民活動を実施・協力してきましたが、長期化する景気の低迷の影響によっ て経営改善を迫られ、社会貢献より経営の健全化を優先しています。

行政

社会情勢の変化から市民と行政の協働に着目し、本計画によって市民との協働のまちづくりを本格的に進めようとしています。

☆現状の市民との協働

- ・地域コミュニティにおける協働事業 広報さの等配布物の配布回覧、ごみ分別の指導、ごみステーション管理、 自主防災組織育成、防犯灯設置支援、原材料支給による農業用水路の維持 管理、農村公園維持管理など
- ・市民活動団体との協働事業 人権講演会、安全安心のまちづくり市民大会、消費生活展、産業まつり、 くらしの講座、観光パンフレット作成、ファミリーコンサート、交通安全 意識啓発、防犯意識啓発、人権推進委託事業、男女共同参画相談事業など
- ・政策形成への参加 各種委員会・審議会、パブリックコメントなど

(2) 佐野市・市民との協働の促進に関する報告書

平成18年12月編集の「佐野市・市民との協働の促進に関する報告書」では、市民が活動への理解を十分に深め、協働の環境整備を行うことが重要としています。市民活動のもととなる社会貢献活動への参加要素は「きっかけ」、「時間」、「情報」であると分析しており、社会貢献活動と行政がつながることで様々な社会のニーズを充足でき、行政の負担軽減やスリム化を図りながら「夢と希望と潤いのあるまち佐野市」を創造していくことが可能であるとしております。

(3)市政に関するアンケート

平成21年1月に実施した(*6)市政に関するアンケート(回収率 43.5%)において「市民活動をしたことがあるか」との問いに対し、「現在活動中である」が13.6%で、「過去に活動したことがあるものの現在は活動していない」が35.2%との回答であり、活動経験を持つ人は合わせて48.8%でありました。

回答者の約半数が市民活動の経験を持っていることは、市民活動や協働についての理解と普及を図りやすい環境にあると思われますが、そのうち、約7割の人は、現在は活動していないと考えられます。PTAのような期限付の参加や毎年の役員交代など、活動への限定的な係わりが推察されます。

なお、前回の調査(回収率 **58.6**%)では、現在活動中の人が **11.7**%、過去に活動していたが現在は活動していない人は **21.5**%で、合わせて **33.2**%でした。

(*6)市政に関するアンケート

市政に関するアンケートは、20歳以上の無作為で抽出した市民2,000人を対象に、本市の暮らしで感じる意見や要望を市政に反映するために行う世論調査です。

(4)市政懇談会の意見

平成17年度から実施している地区別の市政懇談会では、高齢者などへの 見守りや、小学校低学年の防犯ボランティアの不足、また自警団の組織化な ど、暮らしの身近な安全安心に関する質問が寄せられ、その対応を行政に求 めています。地区社会福祉協議会や民生委員・児童委員、また町会、PTAを はじめとした地縁組織の活動が行われていますが、こういった地域の課題に こそ、地域で協力体制を整え、行政と連携した適切な対応が望まれます。

2 市民との協働の課題のまとめ

市民活動の現状と課題を踏まえ、市民との協働のまちづくりを進めるには、次のような課題に取組む必要があると考えられます。

(1)市民の理解・意欲を刺激する取組みの不足

協働の考え方について、まだ十分市民に浸透しておらず、周知するための 取組みを行わなければなりません。市民に対する啓発活動の強化を図るとと もに市民が市民活動の経験を活かし、地域の課題解決に意欲的に取組める環 境の整備を図る必要があります。

(2)市民活動団体の人材の不足・活動の硬直化

組織や活動の固定化、硬直化などから脱却し、専門性、柔軟性、地域性を活かした本来の活動を行うには、活動が自発的で魅力的なものでなければなりません。特に、町会等地縁団体は多様な考えの人々が参加し、まとめることが難しい組織です。市民活動団体を活性化していくために、本来の活動目的を確認し、リーダーなどの人材の発掘や運営方法の改善に努め、参加意識を共有し、共感できる事業を実施していくことが大切となります。

また、行政も人材育成や活動環境の整備などの面で支援を行う必要があります。

(3)市民と行政のパートナーシップの不足

協働は目的意識を共有し、尊重し合う対等な関係であることが前提です。 現状では行政主導の主従関係も見受けられ、対等なものばかりとは言えません。協働の原則を踏まえ行政と市民活動団体が良好な関係を構築し、相互理解のもとに協働事業が実施できるよう、事業の実施には十分な意見交換を行う必要があります。

(4)協働を動かす体制整備の遅れ

行政は資金、情報、人材、ノウハウ等を持っていますが、協働の推進においてそれらの活用が不十分です。市民の参画を得ながら協働を総合的に推進する仕組みとルールを作り、行政内部の人員を配置して施策や事業を推進する体制を構築する必要があります。



第4章 市民協働に向けた具体的取組み

第4章 市民協働に向けた具体的取組み

1 計画の推進にあたり

前章に挙げた課題は、市民と行政が協働を推進していくうえで解決していかなければならない基本的な事項と言えます。そのために市民や行政職員は、市民活動や協働について理解を深め、市民協働の原則のもとに協働相手と健全な関係を構築する必要があります。そして、行政には協働を導く体制の整備を行い、市民活動の活性化を図り協働を具体化するための施策や事業を実行していくことが求められます。

こうした取組みは、単発的、画一的なもので成果を上げられるものではなく、 継続し深めて実行していくことで協働する意識が市民や行政の間に定着し、理 解と実践によって相互の能力が発揮され、市民協働の効果を上げることができ ます。

2 計画推進の基本理念

佐野市総合計画基本構想・基本計画の基本目標の一つである「市民みんなでつくる夢のあるまちづくり」を実現するには、地域で起きる様々な課題を地域全体で解決していくことが必要です。そこには、地域の人々のつながり、支え合いが存在し、豊かな人間関係にもとづく公益活動が行われることで地域への愛情と誇りが育まれ、地域の住み良い環境をつくりだすことができます。

協働という手法を活用し、こうした地域・まちづくりを行うために、計画の 推進にあたって基本理念を次のように定めます。

【基本理念】

誰もが住み良い豊かなくらしを実感できる、 市民みんなでつくる夢のあるまちづくり

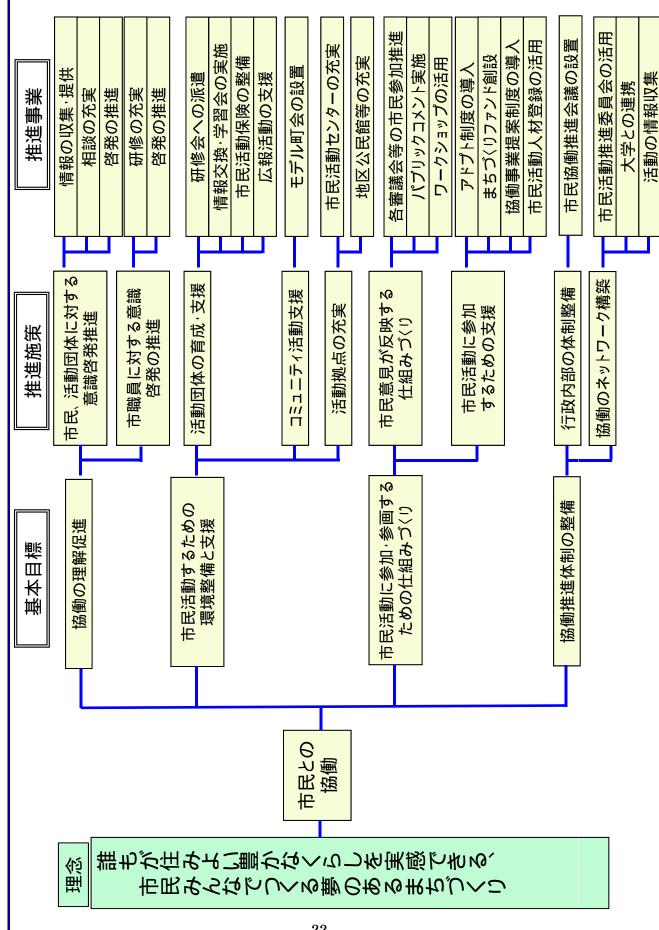
3 具体的な取組み

基本理念を実現する具体的な取組みは、市民活動と市民との協働の土台づく りに重点を置いて、活動の定着や活動環境の整備、協働が機能するための制 度・仕組みづくりのための施策・事業を実施していくことが求められます。

そのために「協働の理解促進」、「市民活動するための環境整備と支援」、「市民活動に参加・参画するための仕組みづくり」、「協働推進体制の整備」の4つの基本目標を設定し、その目標ごとに推進施策と推進事業を定め、それらを実施していくことで、市民活動と市民との協働の進展を図り基本理念の実現を目指します。



市民活動・市民協働を進める施策の展開



基本目標1 - 協働の理解促進

市民の視点に立った協働によるまちづくりを進めるため、市民が市政に対する理解と関心を深めてもらうための的確な情報提供と、市民活動を身近に感じてもらえる啓発活動を増やし、行政主導であった市政から協働を基本とした市政に転換できるよう市民及び市職員に向けた意識啓発事業に取組みます。

成果指標	実績基準年 (20 年度)	目 標 (25年度)
市民活動に参加している、若しくは参加したことがあ る市民の割合	48.8%	64.0%

推進施策 1 市民、市民活動団体に対する意識啓発推進

協働の主体である市民、市民活動団体、事業者に、協働の意義や理念、また市民活動の様子や実績などを知ってもらい、市民協働の担い手として行動してもらえるよう情報提供や意識啓発事業に取組みます。

推進事業	情報の収集・提供

[内容]

市民活動や市民協働の施策・事業等に関する情報や活動事例、団体紹介など市民活動及び協働の充実に必要な情報を、多様な媒体を通じ積極的に収集し発信します。

【情報紙「シャイニング・アイ」等の充実】

担当課及び市民活動センターで発行する情報紙の紙面の充実に努めます。

【市及び市民活動センターのホームページの充実】

市民協働に関心を持ってもらえるホームページの作成に努めます。

【佐野ケーブルテレビの活用】

協働に関する取組情報の提供に努めます。

[役割分担]

市民、市民活動団体、事業者

・市政や地域の市民活動など自分たちのまちに関心を持ちます。

行 政・情報の収集と提供の機会を増やします。

〔時期〕 22年度から実施

〔関係課〕 市民活動促進課、市民活動センター

推進事業

相談の充実

〔内 容〕

市民活動の活動状況の把握や情報収集の強化に努め、市民活動促進課及び市民活動 センターを窓口に市民活動の相談に適切に対応できる体制を整えます。

また、相談者や市民活動に関心を持つ市民と信頼関係を構築し、市民活動及び協働 の普及に努めます。

〔役割分担〕

市民、市民活動団体

・市民活動の経験や興味をもって市民活動や協働に参加します。

事業者

・市民活動や協働の意義を理解し、地域の一員として活動に取組みます。

行 政

・相談者の悩みを解決するために職員の対応能力の向上に努めます。

〔時期〕 22年度から実施

〔関係課〕 市民活動促進課、市民活動センター

推進事業

啓発の推進

〔内 容〕

【市民協働の講演会・シンポジウムの開催】

市民活動センターと連携し、市民協働の理解を深める講演会やシンポジウムなど を開催し啓発活動に取組みます。

【出前講座の充実】

市民からの要望に応じて講座を開催する「楽習出前講座」を活用し、市民活動の 支援策や協働に関する取組みについて理解を深める機会の充実を図ります。

【協働リーフレットの作成】

市民向けに市民協働の概念や取組みを示した協働のリーフレットを作成し、協働 の理解促進に努めます。

〔役割分担〕

市民、市民活動団体

・市政や市民協働を学ぶ機会を活用し、理解を深めます。

事業者

・企業も地域の一員として市民活動できるよう市民協働の参加意識を高め ます。

行 政 ・市民活動や市民協働に関心を持ってもらうための事業を実施し、市民の 意識啓発に努めます。

〔時期〕 22年度から実施

〔関係課〕 市民活動促進課、生涯学習課

推進施策2 市職員に対する意識啓発の推進

市民と行政の協働を担う市職員に対し、市民活動や市民との協働の意義を踏まえ協働を活用した事務事業を適切に実施できるよう意識啓発に取組みます。

推進事業

研修の充実

[内 容]

市職員が市民活動や市民との協働についての考え方を理解し、協働の取組みを進めるために必要な知識、事務手続きを学ぶための研修会を実施します。

〔役割分担〕

行 政 ・市職員は、行政経営方針のもとに市民との協働に関する方針を理解し、 協働事業の実施のために行動します。

〔時期〕 22年度から実施 〔関係課〕 市民活動促進課

推進事業

啓発の推進〔職員向け市民協働ハンドブックの作成〕

〔内 容〕

市職員向けに事務の手引きとして、市民協働に関する基本的事項と協働の進め方を説明した「市民協働ハンドブック」を作成配布し、協働の理解と協働事業の実施に役立てます。

[役割分担]

行 政 ・市職員は、行政経営方針のもとに市民との協働に関する方針を理解し、 協働事業の実施のために行動します。

〔時期〕 22年度から実施〔関係課〕 市民活動促進課



基本目標2 - 市民活動するための環境整備と支援

市民活動団体の活動は、市民協働のまちづくりの推進力となります。その活動は意欲的で主体的な人々に支えられており、そういった人材が団体に豊富にいることで団体の活動が活発になります。町会やNPO・ボランティア団体等、様々な市民活動団体の人材育成や活動機会の確保等を支援し、活動環境の整備に努め活動団体の活性化を図ります。

成果指標	実績基準年 (20年度)	目 標 (25年度)
市民活動に携わっている目的型団体数	185 団体	200 団体

推進施策1 活動団体の育成・支援

NPOやボランティア団体などが抱える問題の解決や、活動団体の人材育成に寄与するため、団体同士の交流や他市の先進事例などを学ぶ研修を実施し、活動団体の活動の向上を図る支援を行います。

推進事業	研修会への派	害
推進事業	1 111111111111111111111111111111111111	ᄩ

[内容]

市民活動団体の指導者を育成するために、関係機関等が実施する研修会等の情報を適宜提供し、必要に応じ人材を推薦、派遣するなどして研修機会の確保に努めます。

〔役割分担〕

市民、市民活動団体

・自らの市民活動を高めるために情報を収集し、目的に応じた研修会に参加します。

事業者

・市民活動を通じた社会的役割を認識し、必要に応じ社員を研修の場に参加させます。

行 政 ・市民に研修会の情報を提供し参加を呼び掛けるとともに、研修会に参加 しやすい環境づくりに努めます。

〔時期〕 22年度から実施

〔関係課〕 市民活動促進課、各事業課

推進事業

情報交換・学習会の実施

[内容]

【NPO、ボランティア交流会事業】

NPO またボランティア団体等の活動の質の向上と領域の拡大のために、団体同士の情報交換や学習会を市民活動センターと連携し開催します。

【市民活動セミナー事業】

市民活動の活動段階や内容に応じて、会員募集や活動助成金の確保など団体運営に関する様々な事柄をテーマに、活動に役立つ知識やノウハウを学び研究するための研修会を市民活動センターと連携し実施します。

[役割分担]

市民、市民活動団体

・自らの市民活動を高めるために機会を捉え積極的に学習します。

事業者

・市民活動における社会的役割を認識し、必要に応じ社員を研修の場に 参加させます。

行 政

・市民が必要とする研修、交流の機会を設け、情報の提供と参加の呼び掛けを行います。

〔時期〕 22年度から実施

〔関係課〕 市民活動促進課、市民活動センター

推進事業

市民活動保険の整備

[内容]

誰もが市民活動に安心して参加できるよう自主的な活動も対象とした保険制度を整備し、ボランティア中の事故を補償する保険に一元的に加入することによって、給付内容の均一化を図り、加入漏れと各事業課の重複加入の防止に努めます。

〔役割分担〕

市民、市民活動団体、事業者

- ・市民活動保険について正しく理解し、もし、市民活動中に事故が起きた 場合は速やかに事故に対処し、保険加入の窓口に連絡します。
- 行 政 ・市民活動保険に加入するとともに保険制度を正しく周知し、保険給付に あたっては速やかに対処します。

〔時期〕 22年度調整

23 年度から実施

[関係課] 市民活動促進課、各事業課

推進事業

広報活動の支援

[内容]

市民活動センターの情報紙や市民活動センターホームページ等を活用し、市民活動団体の活動情報や行事予定、募集など、活動団体を周知する情報の発信に積極的に努めるとともに多様な機会を捉え団体の広報活動を支援します。

〔役割分担〕

市民、市民活動団体

・自らの活動情報を積極的に発信します。

事業者

・事業者の情報媒体を活用するなどして情報の発信に協力します。

行 政

・市民活動団体の活動を知ってもらうために、関係する広告媒体を活用し 活動団体の広報活動を支援します。

〔時期〕 22年度から実施

〔関係課〕 市民活動促進課、市民活動センター

推進施策2 コミュニティ活動支援

住民同士の連携や市民活動団体との協働をもって地域の課題に自ら取組むコミュニティ活動の振興を図り、住民主体の地域づくりを目指します。市内でコミュニティ活動のモデルとなる町会を指定し、支援することで住み良い地域のモデルを作り、市域全体のコミュニティ事業の振興に努めます。

推進事業

モデル町会の設置

[内容]

モデル町会を指定し、市民活動及び協働の理解を図りつつ住民の相互扶助や安全対策、また公共施設の管理運営などに取組むことで主体的な地域づくりを推進します。 行政は、モデルを受ける町会に対し、識者からのアドバイスや市担当者の支援活動、 広報協力などを行います。

〔役割分担〕

市民、市民活動団体

- ・モデル町会の指定のもと、町会の課題解決に主体的に取組みます。
- ・他団体との連携によって活動の幅を広げ、効果的に課題解決にあたります。

事業者 ・町会と連携しながら地域の市民活動のために協力できることを行います。

f 政 ・モデル町会の活動が成果を上げられるよう、可能な支援を行います。

〔時期〕 22年度調整

23 年度から実施

〔 関係課 〕 市民活動促進課、各事業課

推進施策3 活動拠点の充実

市民活動や市民との協働の視点から拠点となる施設の機能充実に努め、利用者のニーズを踏まえた事業の実施や相互の交流促進、相談業務の充実、団体運営の情報発信などを強化し、拠点施設の機能を発揮し施設の利用促進をもって市民活動の普及啓発を図ります。

推進事業

市民活動センターの充実

[内容]

市民活動センターの利用者と指定管理者の連携のもとに、利用者協議会による企画 事業や交流事業を実施し、利用者主体の活動を展開します。また団体活動に関する情 報提供や相談業務の充実などを図り、中間支援センターとしての機能を高めます。

〔役割分担〕

市民、市民活動団体

・市民活動センターの活動に関心を持ち、興味のある活動に参加します。

事業者

・市民活動センターの活動に関心を持ち、必要に応じ事業協力を行います。

行 政

・市民活動センターの活動を活発にするため利用者協議会を支援します。

〔時期〕 22年度から実施

〔関係課〕 市民活動促進課、市民活動センター

市民活動センターは、市民活動の推進を図り、活力ある地域社会の形成 に資するために、平成 20 年 4 月、総合ボランティアセンターから生まれ 変わりました。

推進事業

地区公民館等の充実

[内容]

市民活動の視点から社会教育施設である各地区公民館の更なる活用をもって、市民協働に関する情報提供やコミュニティ活動の利用促進が図れるよう検討し実施に努力します。

また、地域生活改善センター等地区公民館に代わる公共施設が配置されている地域においても同様の取組みを推進し、地域での市民活動の普及に努めます。

〔役割分担〕

市民、市民活動団体、事業者

・市民活動に地区公民館等を活用します。

行 政 ・市民活動の場として地区公民館等の公共施設の利用を促進します。

〔時期〕 22年度調整

23 年度から実施

[関係課] 市民活動促進課、農山村振興課、公民館管理課

基本目標3 - 市民協働に参加・参画するための仕組みづくり

市民協働によるまちづくりを推進していくためには、市民の声が市政の運営に届く仕組みが必要です。そのために広聴機能や政策形成過程への参画機会を充実し市政に反映させる機会を増やすとともに、市民活動団体の行動を促進させるために提案型公募事業を導入するなどして市民が市政に参画しやすい環境を整備します。

成果指標	実績基準年 (20年度)	目 標 (25年度)
市民と協働している事業数	115 件	150 件

推進施策1 市民の意見が反映する仕組みづくり

市民の意見が行政の政策形成に活かされる仕組みを充実させ、市政参画の機会の拡充を図ります。

推進事業	各審議会等への市民参加の促進

〔内 容〕

行政が設置する各種審議会、委員会などに市民からの公募枠を設け、また拡大し、 市民の意見を聴取し施策に反映しやすい環境の整備に努めます。

〔役割分担〕

市民、市民活動団体、事業者

- ・市政への参加の機会を積極的に捉え、公益を念頭においた責任ある意見表明を行います。
- 行 政 ・公募する審議会、委員会について、多くの市民が関心を持つよう情報の周 知に努め、市民参画の機会を提供します。

〔時期〕 22年度から実施

〔関係課〕 各事業課

推進事業

パブリック・コメント手続の実施

[内容]

市の条例や計画などの策定の際に実施しているパブリック・コメント手続きの周知活用に努め、市民が意見や提案を提出し、政策に反映しやすい制度の運用に努めます。

〔役割分担〕

市民、市民活動団体、事業者

・市政への参加の機会を積極的に捉え、公益を念頭においた責任ある意見 表明を行います。

行 政 ・パブリック・コメント手続きを通じ市民参画の機会を提供します。

〔時期〕 22年度から実施

〔関係課〕 各事業課

パブリック・コメント手続とは、市の基本的な政策等を策定する過程に おいて、その目的、内容を公表し、市民から意見等を求め、また実施機 関の考えを公表する一連の手続をいいます。

推進事業

ワークショップの活用

〔内 容〕

公共施設の整備計画や地域課題を解決するための改善計画などを立案する際、ワークショップの手法を活用し、市民や専門家、行政が平等の立場で意見を出しあい、市民の自由な発想に配慮しつつ合意形成をしていくことに努めます。

[役割分担]

市民、市民活動団体

・ワークショップに参加し、合意形成のために意見やお互いの立場を尊重 した議論に努めます。

事業者 ・市政への参加の機会を積極的に捉え、公益を念頭においた責任ある意見 表明を行います。

行 政 ・ワークショップを活用し、市民が市政に参加する機会を拡大します。

〔時期〕 22年度から実施

〔関係課〕 各事業課

ワークショップとは、研修の手法として参加体験型グループ学習を意味 します。専門家の助言を受けながら参加者が自発的に共同で研究や討議、 創作などを行い、結論を引き出す方式です。

推進施策2 市民活動に参加するための支援

地域で取組む協働の支援や、市民活動団体が単独若しくは行政と協働し実施する 公益事業の支援、また協働事業と市民を結びつけるためのきっかけづくりなど、市 民が主体的に市民活動に参画でき、意欲的に能力を活かせる事業実施のための環境 整備を行います。

推進事業

アドプト制度の導入

〔内 容〕

アドプト制度(里親制度)の精神のもとに、地域住民や市民活動団体が公園や公民館、集落センターなどの地域の公共施設や道路、用水路、河川などの公有財産を愛情と責任をもって維持管理し清掃美化することを支援します。

〔役割分担〕

市民、市民活動団体、事業者

・地域の一員として関心を持ち、愛着をもって行動します。

行 政 ・アドプト制度の周知に努め、活動する団体を支援します。

〔時期〕 22年度調整

23 年度から実施

〔関係課〕 市民活動促進課、各事業課

アドプトとは、英語で「養子にする」という意味があり、公共財産の清掃などを協定を結び地域で引き受けるといった制度です。1985年にアメリカでハイウェイに散乱したゴミの清掃に市民の協力を得たことで始まり、日本でも各自治体が様々なものを対象に導入しています。



推進事業

まちづくりファンドの創設

[内容]

まちづくりファンド(基金)を市の出資を原資に創設し、まちづくり活動につながる市民活動団体の有益な事業に対し交付し、事業実施を支援します。対象とする事業は、市民活動団体や事業者から公募し、市民活動推進委員会の意見を参考に選定します。

また、市民活動団体からの提案のみならず、行政が提案する協働事業の財源にも利用し、市民活動と協働が活性化する事業のために活用します。

〔役割分担〕

市民、市民活動団体、事業者

- ・自らの活動をもって公益のために役立つ事業の提案を行い、実施の際は 責任をもって事業を貫徹します。
- 行 政 ・市民活動団体が応募しやすい環境を整備します。

〔時期〕 22年度調整

23年度から実施

〔関係課〕 市民活動促進課、各事業課

推進事業

協働事業提案制度の導入

[内容]

協働のまちづくりに関する事業を公募し、採択した事業は市と市民活動団体や事業者が協働の協定を結んで実施し、必要に応じまちづくりファンドの活用も検討します。

また、行政側からの事業提案があれば説明会などで協働する事業団体を募集し、事業採択の後、協定書を交わし適切に協働し実施します。

〔役割分担〕

市民、市民活動団体、事業者

- ・自らの活動をもって公益のために役立つ事業の提案を行い、実施の際は責任をもって事業を貫徹します。
- 行 政 ・市民活動団体が参画しやすい環境を整備します。

〔時期〕 22年度調整

23 年度から実施

〔関係課〕 市民活動促進課、各事業課

推進事業

市民活動人材登録の活用

〔内 容〕

市民活動団体や行政の事業と、それらへの支援協力を希望する人材をつなぐ人材登録 を充実するとともに、人材を求める側と協力する側を的確に結びつける調整力を高め、 市民活動の参加を促し担い手の育成と活用を図ります。

〔役割分担〕

市民、市民活動団体、事業者

・自分の関心のある分野において積極的に参加し、様々な経験や能力を求 めている課題解決のために活かします。

行 政 ・市民活動センターの人材登録者制度の周知を図るとともに生涯学習課の 楽習講師制度と連携し、市民の参加を推進します。

[時期] 22年度から実施

〔関係課〕 市民活動促進課、市民活動センター、生涯学習課



基本目標4 - 協働推進体制の整備

市民協働によるまちづくりを着実に推進するには、全庁的に協働事業に取組むための仕組みとそれを機能させる推進体制を整備することが必要です。そのために行政内部及び外部に協働の推進に関する組織を設置し、活用することで効率的に協働の進展を図ります。

また、情勢の変化に的確に対応するため高等教育機関との連携を図り、専門的な助言のもとに適切に施策・事業の実施に取組みます。

成果指標	実績基準年 (20年度)	目 標 (25年度)
市民協働担当者による推進組織の設置	0	1 組織

推進施策1 行政内部の推進体制の整備

市役所内部で組織横断的に協働を指導する組織を設置し、バランスのとれた協働の定着を図ることで本計画の円滑な推進と均衡のとれた事業の実施に努めます。

[内 容]

全庁的に市民との協働を推進する担当者を配置し、担当者をもって市民協働推進会議を組織し、本計画推進にあたっての担当部署への指導助言、諸問題の協議などを行い計画の実効性の確保に努めます。有識者等外部の意見が必要な事項については市民活動推進委員会に助言を求め、その回答をもとに内部調整を図ります。

なお、市の重要な意思決定が必要な場合には庁議と連携し対処します。

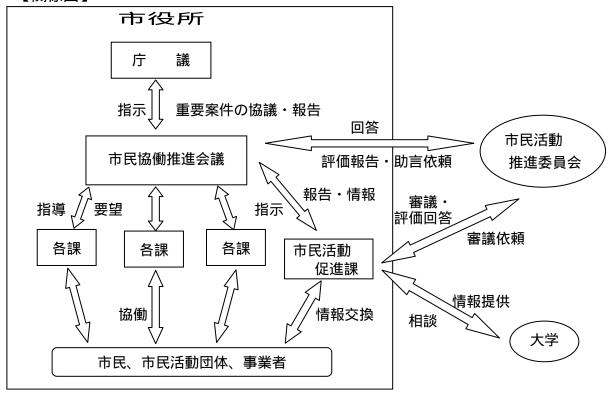
〔役割分担〕

行 政 ・適切に担当職員を配置し、目的を達成できるよう体制を整えます。

〔時 期〕 22年度から実施

〔関係課〕 市民活動促進課

【関係図】



推進施策2 協働のネットワーク構築

行政は、市民、市民活動団体、事業者及び大学等と関連組織の繋がりや活動拠点 また各種協働事業等と連携し、協働に関する情報の把握に努めながら本計画を適切 に推進します。

推進事業

市民活動推進委員会の活用

[内容]

市民活動の推進に関する諸施策の調査審議や市民活動センターの運営評価のほか、協働事業提案制度やまちづくリファンドを活用した事業に関する意見提出など、協働の取組みを全体的に審議評価するために市長の附属機関である市民活動推進委員会の活用を図ります。

市民活動推進委員会は、市民、市民活動団体、高等教育機関等関係者で構成

〔役割分担〕

市民、市民活動団体、事業者

- ・公益を念頭においた責任ある意見表明を行います。
- 行 政 ・市民活動や協働のまちづくりの振興についての議題を用意し、有意義な 協議が行われる環境を用意します。

〔時期〕 22年度から実施

〔関係課〕 市民活動促進課

推進事業

大学との連携

[内容]

宇都宮大学、東京農工大学、佐野短期大学等の高等教育機関と協調関係を築き、協働の動向や専門知識の収集に留意しながら推進します。

〔役割分担〕

大 学 ・公益を念頭においた責任ある助言、指導を行います。

行 政 ・大学との連携を強化し、指導を仰ぎやすい環境を整えます。

〔時期〕 22年度から実施

〔関係課〕 市民活動促進課、政策調整課

推進事業

活動の情報収集

〔内 容〕

情報交換・学習会の実施のほかにも、市民活動と協働が行われている状況に注意を払い、様々な機会を捉え活動情報の把握に努めます。収集した情報は必要に応じ、市民活動推進計画の施策・事業の実施に見直し反映していきます。

〔役割分担〕

市民、市民活動団体、事業者

・自らの市民活動を知ってもらうために情報の発信に努めます。

行 政 ・情報交換の機会を増やし、情報の収集に努めます。

〔時期〕 22年度から実施

〔関係課〕 市民活動促進課、市民活動センター



第5章 計画・実施の評価

第5章 計画・実施の評価

[市民活動団体等][事業課]

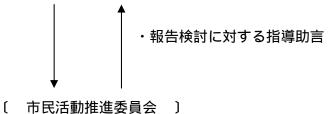
1 協働の評価・検討

実施した協働事業を適正に評価し、評価結果を計画の推進に反映させる仕組みを整えます。

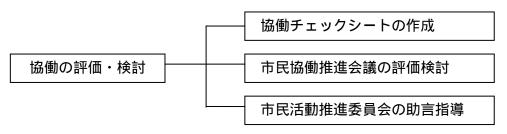
・協働チェックシートの作成、提出 事業実施者が各々自己評価

→ ・計画の適正な執行を指導 ・事業内容を評価 〔 市民協働推進会議 〕 — → 〔各事業課〕

- ・改善・強化点の検討
- ・市民活動推進委員会 へ報告



【施策の体系】



推進事業

協働チェックシートの作成

[内容]

実施した協働事業について、市と実施団体で両者の立場から事業内容や運営について評価する協働チェックシートを個別に作成し、市民活動推進会議に提出します。

〔役割分担〕

市民、市民活動団体、事業者

・実施した協働事業のチェックシートを作成します。

行 政 ・協働事業の実施課は、チェックシートを作成します。

〔時期〕 22年度調整

23 年度から実施

〔関係課〕 市民活動促進課、各事業課

推進事業

市民協働推進会議の評価検討

[内容]

市民協働推進会議は、協働事業終了後に提出された協働のチェックシートによって協働事業を評価し、全庁的な視点に立って市民協働の施策や事業、実施手段や課題への対応等について検討します。その結果は以降の事業推進に活かすことを検討するとともに市民活動推進委員会に評価検討の結果を報告します。

〔役割分担〕

行 政 ・市民協働推進会議の運営を支援します。

〔時期〕 22年度調整

23 年度から実施

〔関係課〕 市民活動促進課、各事業課



推進事業

市民活動推進委員会の助言指導

〔内 容〕

市民協働推進会議で評価検討され、報告また協議依頼を受けた事項について、市民活動推進委員会は協議し、必要があれば市民協働推進会議に助言指導します。

市民活動推進委員会の活動によって市民協働を庁内外の評価のもとに適正に推進する体制を構築します。

〔役割分担〕

行 政 ・市民活動推進委員会の円滑な活動を支援します。

〔時期〕 22年度から実施

〔関係課〕 市民活動促進課

2 計画の見直し

市民活動や市民との協働の推進状況の把握に努め、事業実施の効果を点検、評価していきます。

計画の進捗状況から計画の修正が必要な場合は、市民協働推進会議が市民活動推進委員会と連携を図り、計画の修正案を作成し、庁議と連動して適切に対処することで計画の実効性の確保に努めます。



資料

【資料】

1 協働を活用した事業

(1)協働の形態

協働は、お互いを尊重し、対等な立場で、確かな信頼関係のもとに事業内容に応じた効果的で効率的な形態を選択することが重要です。

既存事業や関係(委託、共催、補助、事業協力など)そのまま当てはめるのではなく、協働の視点から見直し、協働型委託、協働型共催、協働型事業協力の内容を一緒に考えていくことが必要です。

また、実行の際はどのような形態であっても、その役割分担や経費配分について明確に する必要があります。

Ŧ	形態	内 容	効 果 等
		市民及び市民活動団体、企業、行	各主体の持つノウハウを活用すること
	共催(又	政等の各主体が主催者となり、個々	で効果的な事業展開が期待できます。
	は実行	の役割分担のもとに一つの事業を	また、事業を行う際には、実行委員会・
	委員会)	共同で行う形態	協議会の組織を立ち上げて行う場合もあ
			ります。
			例)シンポジウム、講演会など
		市民活動団体が主催する事業等に	社会的信用性が保たれることから、事業
	後 援	対して、行政が趣旨に賛同して開	を効果的に実施することができます。
		催を支援する形態	例)各種講座、講演会など
		市民及び市民活動団体と市の特性	情報提供や人的協力、物品提供、技術・
宔	事業	を活かし、一定期間継続的に協力	ノウハウ提供、広報協力、施設提供等に
施	協力	し合い事業を実施する形態	よって双方の特性が発揮できます。
体			例)市民による道路清掃活動(アドプト
実施主体に関するも			制度) など
する		従来、行政が実施していた事業や	団体等の特性を活かした企画が期待で
	委 託	施設の管理事業を市民団体等が不	きます。事業を受託する場合、事業内容
0		特定多数のための利益を目的とす	と団体等の目的・使命とが一致すること
		る団体が実施する形態	が前提であり、相互にずれが生じないよ
			う十分な対話が必要です。
		市民活動団体が自主的に取り組む	市民活動団体の自主性、自立性が尊重さ
	補 助	事業に対して、公益上必要である	れます。
		と認められる場合、行政が活動資	例)各種補助金による支援など
		金を支援する形態	
		企業が本来の活動で得た利益を、市	市民活動団体や行政等は事業資金を得る
	寄附	民活動団体や行政等に寄附した	ことができ、企業は社会に貢献すること
		り、事業に対して資金を援助する	でイメージアップにつながります。
		形態	

		市民活動団体が持つノウハウ・情	市にはない独創性のある発想や考え方
	政策	報をもとに、市の施策を独自に企	を施策に取り込むことができます。ま
情 報	提案	画・提案する協働形態	た、市民も市政へ積極的に参画する意識
•			が生まれます。
提 案	情報交	市民活動団体と市が、それぞれ持	専門的な情報を得ることができ、また、
に	換・情報	つ情報を提供し合い、意見、住民	地域の課題や市民の声が把握できます。
す	提供	ニーズなどを共有する協働形態	情報を共有することにより、それぞれの
関するも			事業内容を充実させることができます。
0		市民団体が持つノウハウを活用し	専門的かつ第三者的な視点で、市が行う
	評 価	て、市などが行う事業を評価する	事業を評価します。その評価をもとに事
		協働形態	業の改善などを図ることができます。

(2)協働に適した分野や事業

協働が可能な分野としては、福祉や環境、防災などが想定されますが、それ以外の分野においても、協働を活用した事業の実施が期待されます。

類型	協働による効果	対象事業例
地域ごとにきめ細や	市民の柔軟性や機動性を生かし、一人ひと	子育て支援、高齢者や障がい者
かな対応が必要な	りの市民の個別的なニーズや地域の実情	の介護支援、高齢者の見守りな
分野	に即した対応が期待できます	<u>ٿ</u>
地域社会との密接な	地域固有の課題を解決するための活動や、	防災防犯などの安全安心活動、
連携が必要な分野	地域特性を踏まえた事業等で、地域の状況	災害時の安否確認や救急活動、
	を的確に把握している市民が主体的に参	子どもの見守り、青少年問題、
	加することで、地域の課題解決力が高まる	公園や施設の管理運営、コミュ
	ことが期待できます	ニティ活性化、地産地消など
当事者性を発揮し、	具体的な地域課題に対応して活動をはじ	街並みや景観保全活動、リサイ
解決を求められる	めた組織が多く、そうした当事者性を生か	クルやごみ分別、水質保全など
分野	すことにより現実的・効果的な解決につな	の環境保全活動など
	がることが期待できます	
専門性を求められる	独自の専門知識や技術、その蓄積等を活用	教育・芸術・文化活動、スポー
分野	することで、より効果的な事業展開が期待	ツなどの生涯学習、国際交流活
	できます	動、食育など
合意形成が必要な	行政の基本的な計画や事業の策定時に多	市の基本的な計画策定、事業の
分野	くの市民の意見を反映することが期待で	企画・運営など
	きます	

2 市政に関するアンケート結果

アンケート1 (%)

これま	これまで社会貢献活動として何らかの市民活動をしたことがあるか。		平成20年度
	市民活動を、現在行っている	11.7	13.6
	過去に活動したことがあるが、現在は活動していない	21.5	35.2
	活動したことは無い	62.6	45.7
答	無回答	4.3	5.5

アンケート2 (%)

市民活	5動の活動中又は活動経験のある人に対し、どのような活動を行	平成 19 年度	平成20年度		
ってし	<u>\</u> たか。(複数回答)				
	保健・医療又は福祉の増進を図る活動	17.0	12.7		
回	社会教育の推進を図る活動	8.5	7.3		
答	文化・芸術、スポーツの振興を図る活動	33.2	25.1		
	環境美化や環境保全を図る活動	29.3	25.1		
	災害救助活動	11.6	5.9		
	地域の安全を守る活動	25.4	24.6		
	子どもの健全育成を図る活動	28.5	46.0		
	人権擁護活動	3.6	3.8		
	国際協力や平和の推進に関する活動	4.6	2.6		
	男女共同参画社会の形成の促進を図る活動	4.9	3.5		
	その他	5.7	9.2		

アンケート3 (%)

活動したことはない人について、活動したことがない主な理由は何か。		平成 19 年度	平成20年度
(25	以内)		
	忙しくて時間が取れない	21.1	20.2
	活動を始めるきっかけがない	18.6	15.2
回	活動の情報がない	12.0	10.7
	活動する仲間がいない	4.6	4.0
答	活動に対する責任が思い	2.9	3.4
	家族等、周囲の理解が得られない	0.4	0.5
	人間関係がわずらわしい	3.2	5.3
	活動自体に興味関心がない	4.7	6.1
	経済的負担を伴う	2.2	1.6
	健康に自信がない	6.7	7.1
	その他	1.4	1.1
	無回答	22.2	24.8

3 会議経過

佐野市市民活動推進計画 策定委員会(庁内)

実施時期	実施項目		
H2 0 9月22日	佐野市市民活動推進計画策定委員会設置要綱施行		
10月 9日	第1回市民活動推進計画策定委員会 (以下「委員会」)	策定体制 計画の枠組み 今後のスケジュール	
12月 1日	第2回 委員会	協働についての講演 (アドバイザー 宇都宮大学 教授陣内先生)	
H2 1 1 2月24日	第3回 委員会 佐野市市民活動推進計画について		

佐野市市民活動推進計画 策定部会(庁内)

H2 0	 第1回市民活動推進計画策定部会	策定体制
1	(以下「部会」)	計画の枠組み
10/12/11		今後のスケジュール
128 18	第 2 同 如 今	協働についての講演
12月 1日 第2回 部会	第 2 凹 라즈 	(アドバイザー 宇都宮大学 教授陣内先生)
H 2 1	第2回 如 秦	た 昭士士兄夭動世海共高の事安について
11月20日	第3回 部会	佐野市市民活動推進計画の素案について
128210	第4回 部会	た 昭主主兄迁動性准計画の妻安について
12/12/10	െ 4 비 라즈 	佐野市市民活動推進計画の素案について

佐野市市民活動推進計画 策定担当者会議(庁内)

The state of the s			
		策定体制	
H 2 0	第1回市民活動推進計画策定担当者	計画の枠組み	
11月10日	会議(以下担当者会議」)	今後のスケジュール	
		各主体の活動の現状と課題等	
12月 1日	第2回 担当者会議	講演会・ワークショップ	
H2 1		ワークショップ	
	第3回 担当者会議	各主体の活動の現状と課題、具体的な取り	
1月21日		組みについて	

5月11日 第4回 担当者会議	市民との協働を進めるにあたり	
37111	苏节巴 223百云峨 	本市の市民との協働について
		佐野市市民活動推進計画概要(案)につい
5月29日	第5回 担当者会議	て
		協働の課題解決に向けて
7月 6日 第6回 担当者会議		佐野市市民活動推進計画概要(案)につい
		て
108270	第 7 同 センギヘ学	佐野市市民活動推進計画概要(案)につい
10月27日	第7回 担当者会議	て

佐野市市民活動推進計画策定懇談会(市民)

実施時期	実施項目	内容等	
H2 0 9月22日	市民活動推進計画策定懇談会設置要綱施行		
12月 2日	第1回 市民活動推進計画策定懇談 会(以下「懇談会」)	策定体制、スケジュールについて 各主体の活動の現状と課題等	
H2 1 1月19日	第2回 懇談会	各主体の活動の現状と課題、具体的な取り 組みについて	
3月10日	第3回 懇談会	各主体の活動の現状と課題、具体的な取り 組みについて	
4月23日	第4回 懇談会	各主体の具体的な取り組みについて	
5月28日	第5回 懇談会	各主体の課題解決への対策とまとめ 行政との連携のあり方について	
6月18日	第6回 懇談会	各主体の課題解決への対策とまとめ 行政との協働について	

4 佐野市市民活動推進条例

私たちのまち佐野市は、万葉の詩情あふれる豊かな自然に恵まれ、先人たちの 英知と努力で個性と魅力あるまちとして発展してきた。

社会情勢は、少子・高齢化、高度情報化、国際化へと進み、市民の要望や価値観は 多様化し、地域が抱える課題も多岐にわたり、かつ、複雑化してきている。こうし た中、柔軟性や専門性を持つ市民や市民活動団体による地域課題を解決しようとす る活動が期待されている。

本市を魅力と活力あるまちとするためには、市民一人一人が家庭、学校、職場などの様々な場で市民活動を実践することにより地域で支えあうことの大切さを認識する必要がある。そして、市民の創意工夫と行動力を活かした新しい形の公共サービスへと展開させるために公益という共通の価値観のもと、市民、市民活動団体、事業者及び市が相互の特性を尊重し、対等な関係で協働を築いていくことが重要である。

ここに、協働によるまちづくりを継続的に推進し、暮らしやすい地域社会の実現 を目指すため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、市民活動の推進に関する基本理念を定め、市民、市民活動団体及び事業者の役割並びに市の責務を明らかにするとともに、市民活動の推進に関する基本的事項を定めることにより、個性豊かな活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、「市民活動」とは、市民が営利を目的とせず、自主的か つ自発的に行う活動であって、次の各号のいずれにも該当しないものをいう。
 - (1) 宗教の教義を広め、及び儀式行事を行い、並びに信者を教化し、及び育成 することを目的とする活動
 - (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動
 - (3) 公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職(以下「公職」という。)の候補者(公職の候補者になろうとする者を含む。) 公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動
 - (4) 公益を害し、又はそのおそれのある活動
- 2 この条例において「市民活動団体」とは、市民活動を行うことを主たる目的とし、 継続的にその活動を行う団体をいう。
- 3 この条例において「市民」とは、次に掲げる者をいう。
 - (1) 市の区域内に居住する者
 - (2) 市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者

- (3) 市の区域内に存する学校に在学する者
- 4 この条例において「事業者」とは、市の区域内において、営利を目的とする事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。

(基本理念)

- 第3条 市民、市民活動団体、事業者及び市は、相互に理解を深め、対等な立場で 協働に努めなければならない。
- 2 市民活動の推進に当たっては、市民活動の自主性及び自立性が尊重されなければならない。

(市の責務)

- 第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、市 民活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施しなければならない。
- 2 市は、市民活動の推進に関する施策の実施に当たっては、当該施策に市民、市民活動団体、事業者の意見が反映されるよう努めるものとする。
- 3 市は、市民活動が円滑に推進されるよう適切な措置を講ずるものとする。 (市民の役割)
- 第5条 市民は、基本理念にのっとり、市民活動に関する理解を深めるとともに、 市民活動に積極的に参加するよう努めるものとする。

(市民活動団体の役割)

第6条 市民活動団体は、基本理念にのっとり、市民活動を行うとともに、当該市 民活動団体に関する情報を積極的に提供し、広く市民の理解を得るよう努めるも のとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、地域社会の一員として、市民活動に関する理解を深め、自発的に市民活動の発展及び推進に協力し、支援するよう努めるものとする

(情報の提供)

第8条 市は、市民活動を推進するため、必要な情報を積極的に提供しなければならない。

(人材の育成)

第9条 市は、市民活動を推進する人材を育成するため、研修の機会の提供その他 の必要な措置を講ずるものとする。

(交流及び連携の推進)

第10条 市は、市民、市民活動団体及び事業者の相互の交流及び連携を推進する ため、必要な措置を講ずるものとする。

(市民活動推進委員会)

第11条 市民活動の推進を図るため、市長の附属機関として、佐野市 市民活動推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- 2 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。
 - (1) 市民活動の推進に関する施策を調査審議すること。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、市民活動の推進に関し必要な事項
 - (3) 佐野市市民活動推進センター条例(平成17年佐野市条例第1 12号)第1条に規定する佐野市市民活動推進センター(以下「センター」という。)の運営に関し評価を行い、及びセンターの実施状況を 調査すること。
 - (4) 前3号に掲げる事項に関し、市長に意見を述べること。
- 3 委員会は、委員15人以内をもって組織する。
- 4 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
 - (1) 市民活動に関し識見を有する者
 - (2) 市民活動を実践している者
 - (3) 公募に応じた者
- 5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間 とする。
- 6 委員は、再任されることができる。
- 7 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

5 佐野市市民活動センター条例

佐野市総合ボランティアセンター条例(平成17年佐野市条例第112号)の全部を改正する。

(設置)

第1条 市民活動(佐野市市民活動推進条例(平成19年佐野市条例第44号)第2条第1項に規定する市民活動をいう。以下同じ。)の推進を図り、もって活力ある地域社会の形成に資するため、佐野市市民活動センター(以下「センター」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
佐野市市民活動センター	佐野市大橋町3211番地5

(事業)

- 第3条 センターは、次に掲げる事業を行う。
 - (1) 市民活動に関する研修及び人材の育成に関すること。
 - (2) 市民活動を行う者の相互連携及び交流の推進に関すること。
 - (3) 市民活動に関する情報の収集及び提供並びに相談に関すること。
 - (4) 市民活動のための施設の提供に関すること。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、センターの設置の目的を達成するために必要な事業

(指定管理者による管理)

第4条 市長は、センターの管理を地方自治法(昭和22年法律第67号) 第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」とい う。)に行わせるものとする。

(指定管理者の業務)

- 第5条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。
 - (1) 第3条各号に掲げる事業の実施に関すること。
 - (2) センターの施設及び附属設備(以下「施設等」という。)の利用の許可に関すること。
 - (3) 施設等の維持管理に関すること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める業務 (開館時間)
- 第6条 センターの開館時間は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を受けて、これを変更することができる。
 - (1) 日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)

に規定する休日 午前9時から午後6時まで

- (2) 火曜日から土曜日まで 午前9時から午後9時まで (休館日)
- 第7条 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、 特に必要があると認めるときは、市長の承認を受けて、これを変更し、 又は臨時に休館日を定めることができる。
 - (1) 月曜日
 - (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(利用者の範囲)

第8条 センターを利用することができる者は、市民活動を行う個人及び 法人その他の団体とする。

(利用の許可)

- 第9条 センターの次に掲げる施設及び附属設備を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更し、又は利用を取り消そうとするときも、同様とする。
 - (1) 研修室
 - (2) 点訳室
 - (3) 作業室
 - (4) 録音室
 - (5) 印刷室
- 2 指定管理者は、センターの管理上必要があると認めるときは、前項の 許可に条件を付することができる。

(利用の制限)

- 第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、 施設等の利用を許可しない。
 - (1) センターの設置の目的に反するとき。
 - (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
 - (3) センターの施設又は附属設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、センターの管理上支障があるとき。 (施設等の変更禁止)
- 第11条 第9条第1項の利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。) は、施設等に特別の設備を設置し、又は変更を加えてはならない。ただ し、あらかじめ指定管理者の許可を受けたときは、この限りでない。

(目的外利用等の禁止)

第12条 利用者は、許可を受けた目的以外に施設等を利用し、又は利用 する権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。 (物品販売等の禁止)

第13条 センターにおいては、物品の販売、広告物の掲示及び配布、寄 附の募集その他これらに類する行為をしてはならない。ただし、市長の 許可を受けたときは、この限りでない。

(利用許可の取消し等)

- 第14条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合又はセンターの管理上特に必要があるときは、当該許可に係る条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。
 - (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
 - (2) 偽りその他不正の手段により利用の許可を受けたとき。
 - (3) 利用の許可の条件又は指定管理者の指示に従わないとき。
- 2 前項の規定による措置によって利用者に損害が生ずることがあって も、市及び指定管理者は、その責めを負わない。

(利用料金)

- 第15条 センターの施設の利用に係る料金は、無料とする。
- 2 センターの有料の附属設備は、ロッカーとする。
- 3 ロッカーの利用者は、指定管理者に利用に係る料金(以下「利用料金」 という。)を前納しなければならない。
- 4 利用料金の額は、別表に定める金額の範囲内において、あらかじめ市 長の承認を受けて、指定管理者が定めるものとする。
- 5 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の不還付)

- 第16条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、次の 各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することが できる。
 - (1) 利用者の責めに帰することができない理由によりロッカーを利用することができなくなったとき。
 - (2) 許可を受けた利用開始日の前日までに利用の取消し又は変更を申し出たとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき。 (入館の制限)
- 第17条 指定管理者は、センターの入館者(以下「入館者」という。)が 次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、入館を拒み、又は退館 を命ずることができる。
 - (1) センターの秩序を乱し、若しくは他の入館者に迷惑を及ぼし、又はこれらのおそれがあるとき。
 - (2) センターの施設又は附属設備を損傷し、又は滅失するおそれがあ

るとき。

- (3) 指定管理者の指示に従わないとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、センターの管理上支障があるとき。 (原状回復の義務)
- 第18条 利用者は、施設等の利用が終わったとき、又は第14条第1項 の規定により利用を停止され、若しくは許可を取り消されたときは、速 やかに当該施設等を原状に回復し、又は搬入した物件を撤去しなければ ならない。ただし、指定管理者の承認を受けたときは、この限りでない。

(損害賠償の義務)

第19条 利用者又は入館者は、故意又は過失によりセンターの施設又は 附属設備を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠 償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるとき は、この限りでない。

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第15条第 4項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までにこの条例による改正前の佐野市総合ボランティアセンター条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の佐野市市民活動センター条例の相当規定によりなされたものとみなす。

別表(第15条関係)

区分	金額
ロッカー	1個1月につき100円

備考

- 1 利用期間が1月に満たないときは1月、利用期間に1月未満の端数があるときはその端数を1月とする。
- 2 利用料金の額には、消費税額と地方消費税額との合計額に相当する 額を含む。

6 佐野市市民活動推進計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 佐野市市民活動推進計画(以下「計画」という。)の策定又は変更に当たり、市民活動の推進に関し調査検討を行い、及び佐野市市民活動推進計画策定懇談会からの提言を検討するため、佐野市市民活動推進計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、計画又はその変更の原案を策定し、これを市長に提出する。 (組織)

- 第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。
- 2 委員長は総合政策部の所管に属する事務を担任する副市長を、副委員長は総合 政策部長を、委員は別表第1に掲げる職員をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

- 第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。
- 2 委員会は、必要があると認めるときは、会議に構成員以外の者の出席を求めて、 その意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

- 第6条 委員会は、計画又はその変更の素案を策定するため、部会を置く。
- 2 部会は、計画又はその変更の素案を策定し、これを委員会に提出する。
- 3 部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって組織する。
- 4 部会長は市民活動促進課長を、副部会長は政策調整課長を、部会員は別表第2 に掲げる職員をもって充てる。
- 5 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 7 部会の会議は、部会長が招集し、部会長が議長となる。
- 8 前条第2項の規定は、部会について準用する。

(担当者会議)

- 第7条 部会は、計画又はその変更の素案の策定に当たり、市民活動の推進に関し 調査研究を行うため、担当者会議を置く。
- 2 担当者会議は、前項の調査研究の結果を部会に報告する
- 3 担当者会議は、座長、副座長及び担当者をもって組織する。

- 4 座長は市民活動促進課市民活動促進係長を、副座長は政策調整課政策調整係長 を、担当者は別表第3に掲げる職員をもって充てる。
- 5 第5条第2項及び前条第5項から第7項までの規定は、担当者会議について準用する。この場合において、同条第5項から第7項までの規定中「部会長」とあるのは「座長」と、「副部会長」とあるのは「副座長」と読み替えるものとする。 (庶務)
- 第8条 委員会の庶務は、総合政策部市民活動促進課において処理する。 (その他)
- 第9条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長 が委員会に諮って定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年3月31日訓令第7号)

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

行政経営部長 市民生活部長 こども福祉部長 健康医療部長 産業文化部長 都市建設部長 教育総務部長 生涯学習部長

別表第2(第6条関係)

財政課長 行政経営課長 人事課長 環境政策課長 社会福祉課長 医療保険課 長 商工課長 都市計画課長 教育総務課長 生涯学習課長

別表第3(第7条関係)

財政課財政係長 行政経営課行政経営係長 人事課人事係長 環境政策課環境政策係長 社会福祉課管理係長 医療保険課国保係長 商工課商業振興係長 都市計画課計画係長 教育総務課総務係長 生涯学習課生涯学習係長

7 佐野市市民活動推進計画策定懇談会設置要綱

(設置)

第1条 佐野市市民活動推進計画の策定又は変更に当たり、市民活動の推進に関する意見を聴くため、佐野市市民活動推進計画策定懇談会(以下「懇談会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 懇談会は、市民活動を推進するために必要な提言を行うものとする。

(組織)

- 第3条 懇談会は、委員15人以内をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
 - (1) 市民活動に関し識見を有する者
 - (2) 市民活動を実践している者

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条の提言を行う日までとする。

(会長及び副会長)

- 第5条 懇談会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれらを 定める。
- 2 会長は、会務を総理し、懇談会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 懇談会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 2 懇談会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 懇談会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を 求めて、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 懇談会の庶務は、総合政策部市民活動促進課において処理する。 (平21告示86・一部改正)

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、 会長が懇談会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この告示の施行の日以後又は委員の任期満了後最初に開かれる懇談会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則(平成21年3月31日告示第86号) この告示は、平成21年4月1日から施行する。

佐野市市民活動推進計画策定懇談会委員

(敬称略50音順)

氏:	名	(
井澤	早苗	N P O・ボランティア
遠藤	茂	市民活動センター所長
小川	勝衛	赤見町(市場)町会長(町会長連合会理事)
奥	利文	佐野青年会議所
片柳	幸雄	倭町町会長(町会長連合会理事)
片柳	良子	N P O・ボランティア
金原	元助	船越北町会長(町会長連合会理事)
上岡	良雄	浅沼町町会長(町会長連合会理事)
川邉	裕士	商工会議所
髙橋	新造	寺中町町会長(町会長連合会理事)
永倉	文子	N P O・ボランティア
中田	裕久	市民活動推進委員委員長
兵藤	勇	佐野市小中PTA連絡協議会
峰﨑	髙	小見町会長(町会長連合会理事)
柳田	アキ	市民活動推進委員副委員長

佐野市市民活動推進計画 平成22年3月

発 行 佐野市

編 集 総合政策部市民活動促進課

₹327-0398

栃木県佐野市田沼町 974 番地 1

TEL 0283-61-1157

